

議決権行使原則

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、国内株式及び外国株式を運用する運用受託機関に対して、議決権行使に係る以下に掲げる事項の遵守を求めます。ただし、運用受託機関の個別事情に照らして実施することが適切でないと考える事項があれば、その実施しない理由の説明を求めます。

1. 運用受託機関は、長期的な株主利益の最大化に資する議決権行使方針、ガイドライン等を定め、判断の根拠が明確になるよう公表すること。
2. 運用受託機関は、形式的な議決権行使とならないよう投資先企業とのエンゲージメントを重視すること。
3. 運用受託機関は、ESG要素を考慮することは中長期的な企業価値向上のために重要であると認識し、投資先企業のESG要素を考慮した上で適切に議決権行使すること。
4. 運用受託機関は、少数株主の権利を損なうおそれがある議案については十分検討を行い適切に議決権行使すること。
5. 運用受託機関は、各国のコーポレートガバナンス・コードが企業に対して求めている事項を踏まえて適切に議決権行使すること。同様のコード又はそれに準ずるものがない場合には各運用受託機関が投資先企業に求める水準に従って適切に議決権行使すること。
6. 運用受託機関は、議決権行使において議決権行使助言会社を利用する場合には、推奨どおりに機械的に行使するのではなく、議決権行使の最終責任は運用受託機関にあると十分に認識した上で議決権行使すること（利益相反管理を目的とする場合は除く。）。
7. 運用受託機関は、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果を全て公表すること。議決権行使の賛否の理由についても、投資先企業とのエンゲージメントにおいて重要と判断した議案は賛否を問わず、公表すること。
8. 運用受託機関は、重要性又は必要に応じて、企業に議決権行使結果及び判断理由を説明又は公表すること。
9. 運用受託機関は、議決権行使結果を定期的に振り返り、自己評価を行い、スチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すること。
10. 運用受託機関は、自己評価の結果を踏まえ、必要に応じて、翌年度以降の議決権行使方針を見直すこと。

附則

この原則は、平成29年11月24日から適用する。

附則（令和2年8月28日改正）

この原則は、令和2年8月28日から適用する。